全国中央市場青果卸売厚生年金基金

## 70歳以上の在職者についての各種届出のお願い

拝啓 時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は基金の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、国の厚生年金保険では平成19年4月1日(以下「施行日」といいます。)より厚生年金保険の適用事業所に在職している70歳以上の方は、60歳台後半の在職 老齢年金制度と同様の仕組みにより、老齢厚生年金の全部又は一部の支給停止対象となりました。

当基金においても国に準じて規約を変更し、国と同様に基金の年金額の全部又は一部を支給停止とする旨の対応を行っておりますが、施行日現在65歳以上の者を除く規約としていたため、変更から5年が経過することとなる本年(平成24年)4月から対象になる加入員様が発生いたします。

当基金において在職支給停止事務を行うにあたり、国の年金支給停止額は国から企業年金連合会を通じて基金へ提供されますが、加入事業所の70歳以上の在職者の有無については国及び企業年金連合会より提供されないため、事業主様からの届出のご協力を賜りたく、大変お手数をお掛けいたしますが、生年月日が昭和17年4月2日以降の在職中の加入員(従業員)様が70歳になられた際の当基金へのお手続きについて、年金事務所への届出と同様に当基金へも別紙の書類をご提出いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、70歳到達で当基金の加入員資格を喪失となった後も引き続き在職中の加入員(従業員)様についての掛金は、発生いたしません。

以上、当基金のお手続きにつきまして、よろしくお願い申し上げます。

敬具

平成 2 4 年 4 月 1 日以降に 7 0 歳到達後も 当基金の加入事業所に在職する加入員様に係る 年金事務所・厚生年金基金への共通のお手続き

- 各届書は、日本年金機構のホームページよりダウンロードできます。 日本年金機構ホームページアドレス:http://www.nenkin.go.jp/
- 年金事務所へは、下記の各届出書の「原本」を提出
- 当厚生年金基金へは、下記の年金事務所へ提出する各届書の「写し」を提出

	対象:70歳以上の加入員	該当する届書	基金への 提出期限
1	継続雇用する	資格喪失届() (原本をご提出ください。) 70歳以上被用者 該当届	速やかに
2	新たに雇用する	70歳以上被用者 該当届	速やかに
3	   報酬の変更があった	   7 0 歳以上被用者 月額変更届 	速やかに
4	賞与の支払いがあった	70歳以上被用者 賞与支払届	賞与支払い日よ り5日以内
5	7月1日に70歳以上の 加入員を雇用している	70歳以上被用者 算定基礎届	7月20日まで
6	退職した	70歳以上被用者 不該当届	速やかに
7	育児休業等終了後に受け 取る報酬に変動があった とき	7 0 歳以上被用者 育児休業等終了時報酬月額変更届	速やかに
8	2 か所以上の事業所の勤 務となった	70歳以上被用者	雇用開始日より 10日以内

( 資格喪失届は、今までどおり当基金にて届書をご用意いたしております。)

以上、ご不明な点がございましたら、当厚生年金基金へお問合せください。

全国中央市場青果卸売厚生年金基金

HP http://ztso.nenkin-navi.jp/

電話 03-3864-7717